

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 基本日額 一万円以内

2 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円以内

専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車

又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元以内

専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内

専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元以内